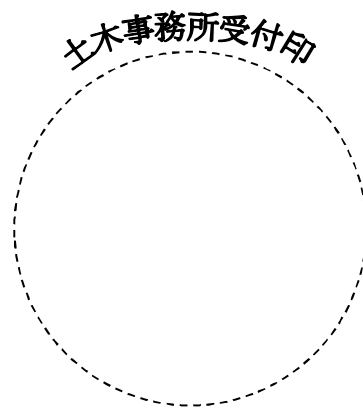
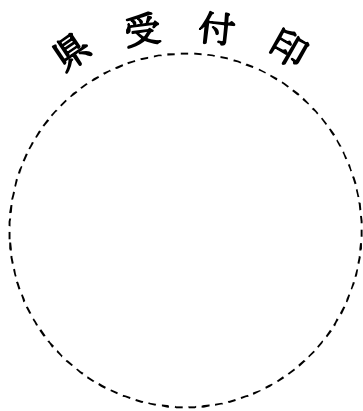


・[建設業許可申請書]の受付

新規・更新・業種追加  
建設業許可申請書



- ・[建設業許可申請書]を提出の場合には、必ずこの受付を表紙として添付してください。
- ・申請の区分に応じて「新規」、「更新」、「追加」の該当がないものを「-」で削除してください。

住 所

氏 名

商号又は名称等を必ず記入

商号又は名称

1. 大臣・知事コード

コード	許可の種類
00	国土交通 大臣許可
40	福岡県 知事許可
41	佐賀県 知事許可
42	長崎県 知事許可
43	熊本県 知事許可
44	大分県 知事許可
45	宮崎県 知事許可
46	鹿児島県 知事許可
47	沖縄県 知事許可

2. 市町村コード

コード	市町村
44201	大分市
44202	別府市
44203	中津市
44204	日田市
44205	佐伯市
44206	臼杵市
44207	津久見市
44208	竹田市
44209	豊後高田市
44210	杵築市
44211	宇佐市
44212	豊後大野市
44213	由布市
44214	国東市
44322	姫島村
44341	日出町
44461	九重町
44462	玖珠町

3. 法人の種類を表す略号

種類	記号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

4. 建設工事の種類及び建設業の種類

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
建設工事の種類	土木一式工事(土)	建築一式工事(建)	大工工事(大)	左官工事(左)	とび・土工・コンクリート工事(と)	石工事(石)	屋根工事(屋)	電気工事(電)	管工事(管)	ブロック工事(タ)	タイル・れんが・ブロック工事(タ)	鋼構造物工事(鋼)	鉄筋工事(筋)	舗装工事(舗)	しゅんせつ工事(しゅ)	板金工事(板)	ガラス工事(ガ)	塗装工事(塗)	防水工事(防)	内装仕上工事(内)	機械器具設置工事(機)	熱絶縁工事(絶)	電気通信工事(通)	造園工事(園)	さく井工事(井)	建具工事(具)	水道施設工事(水)	消防施設工事(消)	清掃施設工事(清)	解体工事(解)
建設業の種類	土木工事業(土)	建築工事業(建)	大工工事業(大)	左官工事業(左)	とび・土工工事業(と)	石工事業(石)	屋根工事業(屋)	電気工事業(電)	管工事業(管)	ブロック工事業(タ)	タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	鋼構造物工事業(鋼)	鉄筋工事業(筋)	舗装工事業(舗)	しゅんせつ工事業(しゅ)	板金工事業(板)	ガラス工事業(ガ)	塗装工事業(塗)	防水工事業(防)	内装仕上工事業(内)	機械器具設置工事業(機)	熱絶縁工事業(絶)	電気通信工事業(通)	造園工事業(園)	さく井工事業(井)	建具工事業(具)	水道施設工事業(水)	消防施設工事業(消)	清掃施設工事業(清)	解体工事業(解)

※( )は各工事、工事業の略号。

00001

# 建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 7年 2月 1日

必ず記入

行政庁記入欄は記載しない

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

大分市大手町3-1-1  
株式会社 大分建設  
代表取締役 大分 次郎

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	許可年月日
許可番号	国土交通大臣 許可（一般）第 〇〇〇〇〇 号	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
申請の区分	（1. 新規 2. 許可換え新規 3. 一般・特新規 4. 業種追加 5. 更新 6. 一般・特新規+業種追加 7. 一般・特新規+更新 8. 業種追加+更新 9. 一般・特新規+業種追加+更新）	許可の有効期間の調整 2 （1. する 2. しない）
申請年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	

許可を受けようとする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 じ ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 消
申請時において既に許可を受けている建設業	
商号又は名称のフリガナ	オ オ イ タ ケ ン セ ツ

商号又は名称	(株) 大分建設
--------	----------

法人の種類は略号を参照する。	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	オ オ イ タ ジ ロ ウ
代表者又は個人の氏名	大分次郎

主たる営業所の所在地市区町村コード	44201	都道府県名	大分県	市区町村名	大分市
-------------------	-------	-------	-----	-------	-----

主たる営業所の所在地	大 手 町 3 - 1 - 1
------------	-----------------

郵便番号	12870-8501	電話番号	097-536-1111
ファックス番号	097-506-1770	申請者が法人の場合、資本金の欄に記載。個人の場合は空欄。	

法人又は個人の別	131 (1. 法人 2. 個人)	資本金額又は出資総額	10000 (千円)	法人番号	0000000000000000
兼業の有無	142 (1. 有 2. 無)	建設業以外に行っている営業の種類			

許可換えの区分	153 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)	「2. 許可換え新規」の申請の場合のみ記載。
---------	--	------------------------

旧許可番号	大臣コード 知事 国土交通大臣 許可（一般）第 〇〇〇〇〇 号	旧許可年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
-------	---------------------------------	--------	-------------------

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第7号第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先  
 所属等 総務部 氏名 大分 四郎 電話番号 097-536-1111  
 ファックス番号 097-506-1770

## 役員等の一覧表

令和 7年 2月 1日

役員等の氏名及び役名等			
フリ 氏	カナ 名	役 名 等	常勤・非常勤の別
オオイト 大分	ジロウ 次郎	代表取締役	常勤
ヤマダ 山田	ハナコ 花子	取締役	常勤
アベ 安部	サブロウ 三郎	取締役	非常勤

○〔役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）の氏名及び役名等〕の欄には、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載してください。

○「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しません。また、「許可申請者の住所等の調査（様式第十二号）」の提出が必要になります。

○申請者が個人の場合は原則添付不要です。ただし、支配人が常勤役員等（経営業務の管理責任者）となる場合は、支配人を役員等一覧表に記載してください。

- 1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

更新申請の際は添付不要

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄

区	分	項番	大臣	コード
		811		

許可番号

項番	国土交通大臣	許可	( 一般 )	第	号	許可年月日
82						令和 年 月 日

行政庁側記入欄は記載不要。

（主たる営業所）

主たる営業所の名 称

フリガナ オオイトケンセツ

（株）大分建設

営業しようとする建設業

8	3	1	1						1												
3	5	10	15	20	25	30	（ 1. 一般 2. 特定 ）														

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名 称

8	4																				
23	25	30	35	40																	

新規許可の際は記入不要。  
営業しようとする建設業欄には、許可を受けようとする業種及びすでに許可を受けている業種を記入する。  
変更前の欄には、すでに受けている許可を記載。

従たる営業所がない場合は記載不要。  
県内に従たる営業所がある場合のみ記載する。

内容

従たる営業所の所在地市区町村

8 5

都道府県名 \_\_\_\_\_ 市区町村名 \_\_\_\_\_

従たる営業所の所在地

8	6																				
23	25	30	35	40																	

郵便番号

8 7

営業しようとする建設業

8	8																				
3	5	10	15	20	25	30	（ 1. 一般 2. 特定 ）														

変更前

【営業所】とは、建設工事についての見積り、入札、契約の締結等請負契約に関する事務を常時継続して行う事務所を言い、商業登記簿上の本店、支店等であっても、建設工事に関する請負契約締結事務を行わないような営業所は該当しません。

（従たる営業所）

従たる営業所の名 称

フリガナ \_\_\_\_\_

8	4																				
23	25	30	35	40																	

従たる営業所の所在地市区町村

8 5

都道府県名 \_\_\_\_\_ 市区町村名 \_\_\_\_\_

従たる営業所の所在地

8	6																				
23	25	30	35	40																	

郵便番号

8 7

電話番号

10 15 20

営業しようとする建設業

8	8																				
3	5	10	15	20	25	30	（ 1. 一般 2. 特定 ）														

変更前

## 営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営 主 業 た る 所	<b>（株）大分建設</b>	<b>大分市大手町3-1-1 （〒870-8501 097-536-1111）</b>		<b>土 建 と ほ</b>
従 た る 営 業 所				
	<p>この営業所一覧表は、許可の更新の申請を行う場合に作成してください。 既に別紙二（１）により新規許可等を受けている営業所の内容について記載するので、必ず許可済であるか等の確認をしてください。 許可済みでない場合は、別紙二（１）にて申請してください。</p>			

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

許可申請手数料の額が正しいか確認してから添付してください。  
大分県知事許可を申請する場合は、大分県収入証紙の貼付又はキャッシュレス  
決済による納付をしてください。

#### 記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもって納めた場合にあつては、この限りでない。

### 営業所技術者等一覧表

必ず記入

令和 7年 2月 1日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	オオイタ イチロウ 大分 一郎  ベップ ジロウ 別府 次郎	士-7、と-7、舗-7  建-7	14  20

建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「営業所技術者等一覧表」は、「営業所一覧表」（様式第一号別紙二）に記載した営業所順に営業所技術者名を記載してください。  
 建設工事の種類及び有資格区分については「有資格コード一覧表」を参照してください。



建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

必ず記入 令和 7年 2月 1日

営業所の名称	職 名	フリガナ
中津支店	中津支店長	ナカツ ツヨシ 中津 剛
竹田支店	竹田支店長	タケタ ヒロユキ 竹田 光一
記載する順序は、申請書の別紙2(1)又は(2)に記載した順としてください。	申請者が法人であって主たる営業所以外の営業所を置く場合は、その代表者の職名を「〇〇支店長」「〇〇営業所長」等と記載してください。なお、その者が役員を兼ねている場合であっても、この一覧表に必ず記載するものとし、「取締役〇〇支店長」等と記載してください。 また、申請者が個人であって、支配人を置く場合にあっては、その職名を「支配人」と記載してください。	
この表は、支配人及び支店または営業所（主たる営業所を除く）の代表者について記載します。		
この表に掲げる者は、建設工事の請負契約の締結及びその履行に関して、一定の権限を有するものであって、これらの者が法第8条第1号、第2号、第4号、第5号に該当した場合には、許可を受けられず、また、許可を受けた後においては、その許可を取り消されることとなります。		
なお、該当のない場合には、添付を省略せずに、「該当なし」と記入し提出してください。 また、「該当なし」の場合は、様式第十三号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書」の提出は省略することができます。		

必ず記入

令和

7年

(用紙A4)  
2月 1日

### 使用人数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	5人	1人	2人	8人
合計	5人	1人	2人	8人

各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る営業所技術者等の要件を満たす者の数について記載する。

各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る営業所技術者等の要件を満たさない者の数について記載する。

技術関係使用人、事務関係使用人ともに、常勤の従業員の人数を記載する。

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

不要なものを「削除線で見え消し」で消すこと。

原則、加筆、修正不可

申請者  
譲受人  
合併存続法人  
分割承継法人

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

役員等（役員を兼ねない株主、顧問、相談役を除く）の全員分、以下の証明書を添付してください。（申請又は届出日前3月以内に発行されたものに限る。なお、変更届の場合は、追加された者に係る証明のみでよい。）

- 1 登記されていないことの証明書 ⇒ 外国籍の方も必要。
- 2 身分証明書 ⇒ 外国籍の方は不要。

必ず記入

令和 7年 2月 1日

申請者  
譲受人  
合併存続法人  
分割承継法人

大分市大手町3-1-1  
株式会社大分建設  
代表取締役 大分 次郎

地方整備局長  
北海道開発局長  
大分県 知事 殿

(P. 18~19)の「欠格要件」を参照のこと。

記載要領

{ 申請者 } 「 申請者 」 「 地方整備局長  
譲受人 合併存続法人 北海道開発局長  
合併存続法人 分割承継法人 知事 」 については不要なものを消すこと

建設業法の改正により、「登記されていないことの証明書」に代えて、「契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書」を提出することも可能になりました。

医師の診断書は「契約書締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨」を記載したものと、「その根拠について」記載してください。

該当するものに丸を付す

# 工事経歴書

（建設工事の種類）

工事（税込・税抜）

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のあ 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期			
					氏名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所にレ印を記 主任技術者 監理技術者		うち、 〔 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部 〕	着工年月	完成又は 完成予定年月	
			共同企業体（JV）として 行った工事には「JV」と記載					千円	令和 年 月	令和 年 月	
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
<b>経営事項審査を申請する場合</b> ① 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載 注1. 500万円（建築1,500万円）未満の工事については10件まで記載 注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要 ② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載 注1. 500万円（建築1,500万円）未満の工事については10件まで記載 注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要 ③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載  ※全ての工事が500万円（建築1,500万円）未満の工事の場合は元請、下請合計で10件記載すればよい。 例：元請工事が全て500万円未満であり、金額の大きい方から10件記載し、下請工事が全て500万円未満の場合は下請工事を記載する必要はない。					<b>経営事項審査を申請しない場合</b> ① 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載 ② ①に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載					令和 年 月	令和 年 月
										令和 年 月	令和 年 月
<b>個人情報の保護</b> 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。注文者と工事名に個人名の表記となる場合は、例えば注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載すること。					千円	千円	令和 年 月	令和 年 月			
					千円	千円	令和 年 月	令和 年 月			
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								「小計」・「合計」のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を記載			
小計					件	千円	千円	千円	千円		
合計					件	千円	千円	千円	千円		

ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

「小計」・「合計」のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を記載

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

## 工 事 経 歴 書

（建設工事の種類） 管、塗装、防水、内装 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	事 名	工事現場のあ 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期		
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所に印を記 主任技術者 監理技術者		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
			実績なし				千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

実績のない業種についても工事経歴書の省略は出来ないが、実績のない業種をまとめて1枚の工事経歴書に記載することができる（その他工事は実績が無ければ省略可能）。

小 計	0件	0千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

合 計	0件	0千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。  
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
  - (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
    - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
    - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
    - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
  - (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合  
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

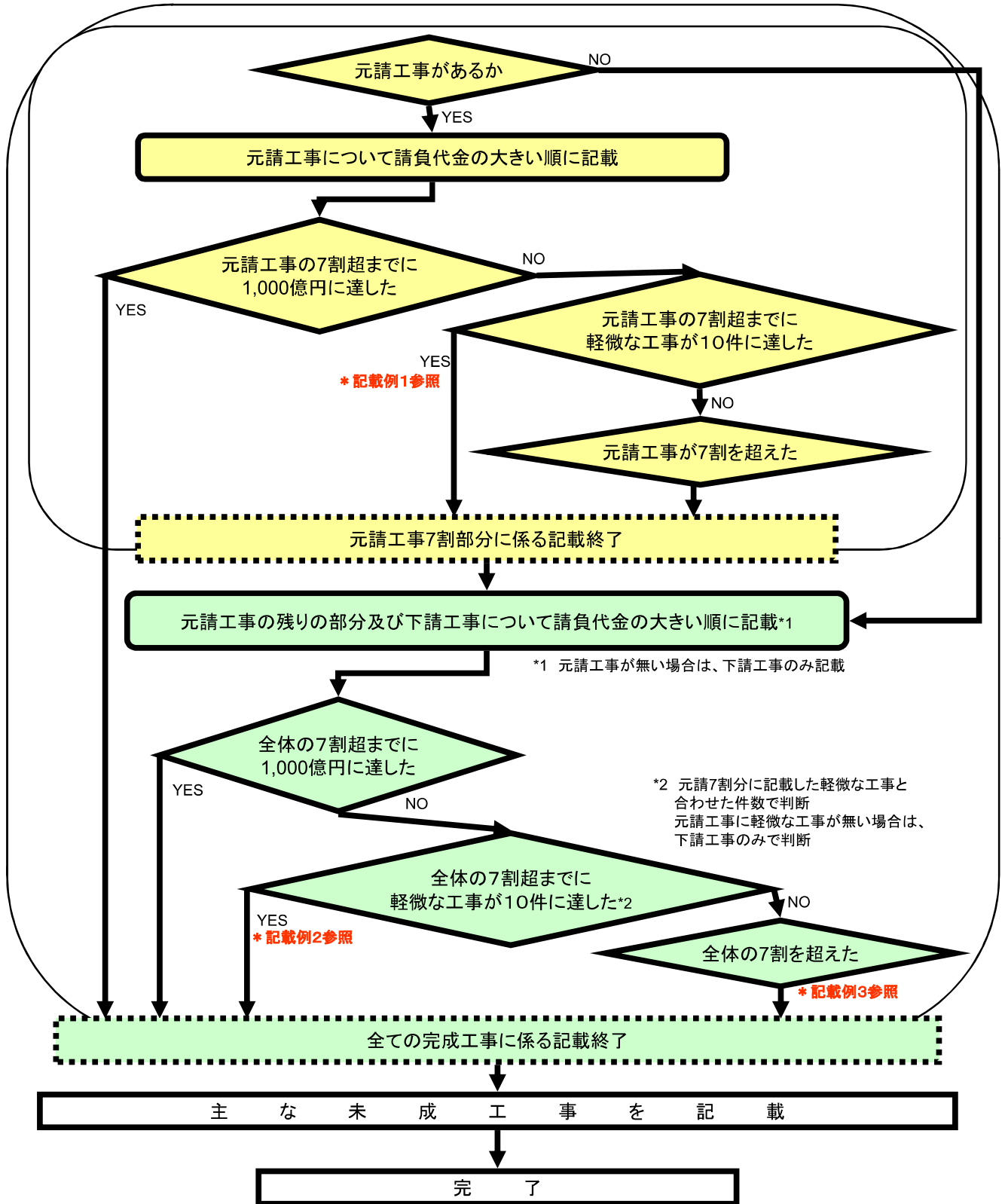
(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

別添

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載  
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載  
 ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



# 工事経歴書

とび・土工・  
コンクリート

工事 (税込・税抜)

\* 記載例1 工事経歴書記載例

(建設工事の種類)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所には印を記載)		うち、 〔PC ・法面処理 ・鋼橋上部〕	着工年月日	完成又は完成予定年月
A 国土建設	元請		A土田邸木造住宅基礎工事	東京都千代田区	東京一郎	√	9,000 千円	千円	令和 5 年 12 月	令和 6 年 1 月
B 北海道開発	〃		B仙台邸車止め設置工事	〃	愛知太郎	√	4,500 千円	千円	令和 5 年 2 月	令和 6 年 3 月
C 東北土木	〃		C錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	√	3,200 千円	千円	令和 5 年 3 月	令和 6 年 4 月
D 関東建設	〃		豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	√	2,500 千円	千円	令和 5 年 5 月	令和 6 年 5 月
E 北陸産業	〃		D丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	√	2,000 千円	千円	令和 5 年 1 月	令和 6 年 1 月
F 中部塗装	〃		E豊州アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	√	1,900 千円	千円	令和 5 年 10 月	令和 6 年 11 月
G 近畿組	〃		F栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	√	1,800 千円	千円	令和 5 年 9 月	令和 6 年 9 月
H 中国建築	〃		一般国道 9 9 号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	√	1,700 千円	千円	令和 5 年 2 月	令和 6 年 3 月
I 四国道路	〃		一般国道 1 0 0 号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	√	1,600 千円	千円	令和 5 年 4 月	令和 6 年 4 月
J 九州工業	〃		G三重邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	√	1,500 千円	千円	令和 5 年 12 月	令和 6 年 12 月
K 沖縄機械	〃		H讃岐邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	√	1,000 千円	千円	令和 5 年 4 月	令和 6 年 5 月
L I 恒文 太郎	下請		B~Kの件数 ≤ 10件		岡崎三男		1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要			6 年 5 月
M J 建設 次郎	〃		県道 1 2 3 号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	√	7,000 千円	千円		

① 元請工事の7割部分に係る  
完成工事

② 下請工事に係る

・・・「軽微な工事」

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

ページごとの完成工事高の合計額(A~M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

ページごとの元請工事に係る  
完成工事高の合計額(A~K)

		うち 元請工事	
小計	13 件	45,700 千円	30,700 千円
合計	52 件	65,000 千円	50,000 千円



工事経歴書

とび・土工・  
コンクリート

工事 (税込・税抜)

\* 記載例2 工事経歴書記載例  
(全体で軽微な工事が10件に達した場合)

(建設工事の種類)

① 元請工事の7割部  
に係る完成工事

② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額 うち、 〔・法面処理 ・鋼橋上部〕	工 期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所には印を記載) 主任技術者 監理技術者		着工年月日	完成又は完成予定年月	
A 国土建設	元請		A土田邸木造住宅基礎工事	東京都千代田区	東京一郎	レ	10,000 千円	千円	令和 4 年 12 月	令和 5 年 1 月
B 北海道開発	〃		B仙台邸車止め設置工事	〃	愛知太郎	レ	4,500 千円	千円	令和 5 年 2 月	令和 6 年 3 月
C 東北土木	〃		C錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	レ	3,200 千円	千円	令和 5 年 3 月	令和 6 年 4 月
D 関東建設	下請		豊橋川改修工事の内掘削	〃	半田五郎	レ	8,000 千円	千円	令和 5 年 5 月	令和 6 年 5 月
E 北陸産業	〃		D丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	レ	5,500 千円	千円	令和 5 年 1 月	令和 6 年 1 月
F 中部塗装	〃		E豊州アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	レ	2,500 千円	千円	令和 5 年 10 月	令和 6 年 11 月
G 近畿組	〃		F栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	レ	2,000 千円	千円	令和 5 年 9 月	令和 6 年 9 月
H 中国建築	〃		一般国道 9 9 号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	レ	1,900 千円	千円	令和 5 年 2 月	令和 6 年 3 月
I 四国道路	〃		一般国道 1 0 0 号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	レ	1,800 千円	千円	令和 5 年 4 月	令和 6 年 4 月
J 九州工業	元請		G三重邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	レ	1,700 千円	千円	令和 5 年 12 月	令和 6 年 12 月
K 沖縄機械	下請		H讃岐邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	レ	1,600 千円	千円	令和 5 年 4 月	令和 6 年 5 月
L I 恒文 太郎	〃		県道 7 5 8 号線道路側溝工事	〃	岡崎三男	レ	1,500 千円	千円	令和 5 年 5 月	令和 6 年 5 月
M J 建設 次郎	〃		県道 1 2 3 号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ	1,000 千円	千円	令和 5 年 5 月	令和 6 年 5 月

1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載

ページごとの元請工事に係る  
完成工事高の合計額(A~C+J)

B・C+F~Mの件数 ≤ 10件

2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了

.....「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A~M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

小計	13 件	45,200 千円	うち 元請工事 19,400 千円
合計	52 件	70,000 千円	うち 元請工事 25,000 千円

# 工事経歴書

とび・土工・  
コンクリート

工事 (税込・税抜)

**\* 記載例3 工事経歴書記載例**  
(全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合)

(建設工事の種類)

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額 うち、 PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期			
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所に印を記載) 主任技術者 監理技術者		着工年月日	完成又は完成予定年月		
A 国交 太郎	元請	JV	A土田邸木造住宅基礎工事	東京都千代田区	東京一郎	√	100,000 千円	令和 4 年 12 月	令和 5 年 1 月		
B 北海道開発	〃	JV	B仙台邸車止め設置工事	〃	愛知太郎	√	60,000 千円	令和 5 年 2 月	令和 6 年 3 月		
C 東北土木	〃		C錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	√	3,200 千円	令和 5 年 3 月	令和 6 年 4 月		
D 関東建設	下請		D豊橋川改修工事の内掘削	〃			8,000 千円	令和 5 年 5 月	令和 6 年 5 月		
E 北陸産業	〃		E丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	√	7,500 千円	令和 5 年 1 月	令和 6 年 1 月		
F 中部塗装	〃		F豊州アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	√	6,300 千円	令和 5 年 10 月	令和 6 年 11 月		
G 近畿組	〃		G栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	√	5,100 千円	令和 5 年 9 月	令和 6 年 9 月		
H 中国建築	〃		H一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	√	2,000 千円	令和 5 年 2 月	令和 6 年 3 月		
I 四国道路	〃		I一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	√	1,800 千円	令和 5 年 4 月	令和 6 年 4 月		
								2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了			
A~Cの合計額 ≥ Yの7割								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
A~Iの合計額 ≥ Xの7割								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A+B+C)								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

.....「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A~I)

全ての完成工事高の合計額

小計	9 件	193,900 千円	千円	うち 元請工事 163,200 千円
合計	52 件	270,000 千円	千円	うち 元請工事 233,000 千円

元請工事に係る完成工事高の合計額

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜）単位：千円

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	とび・土工・コンクリート工事	舗装工事		
第32期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	元	公共						321,123
	請	民間					許可を有しない建設業に係る軽微な工事の施工金額を記入する。	123,456
		下請						134,666
		計						579,245
第33期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	元	公共						432,100
	請	民間					公共工事とは、直接の注文者が官公庁等の場合をいい、最初の注文者が官公庁等であっても、直接の注文者が建設業者である場合は、下請に該当する。	200,001
		下請						61,767
		計						693,868
第34期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	元	公共	42,150	54,300	0	24,550	15,500	136,500
	請	民間	2,550	0	0	6,420	2,610	11,580
		下請	68,980	4,500	0	78,440	0	151,920
		計	113,680	58,800	0	109,410	18,110	300,000
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
		下請						
		計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
		下請						
		計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
		下請						
		計						

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上をわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

## 貸借対照表

令和 6 年 3 月 31 日現在

（会社名） 株式会社 大分建設工業

## 資 産 の 部

（単位：千円）

## I 流動資産

現金預金	114,488	1
受取手形		2
完成工事未収入金	28,330	3
有価証券	2,598	4
未成工事支出金	40,600	5
材料貯蔵品	10,031	6
短期貸付金	8,533	7
前払費用	55	8
繰延税金資産		9
その他	15,083	10
貸倒引当金	△ 250	11

流動資産合計

219,472 I  
 ( 1 + ~ + 10 - 11 )

## II 固定資産

## (1) 有形固定資産

建物・構築物	15,000	
減価償却累計額	△ 4,783	13
機械・運搬具	6,000	
減価償却累計額	△ 1,340	14
工具器具・備品	1,680	
減価償却累計額	△ 302	15
土地		16
リース資産		
減価償却累計額	△	17
建設仮勘定		18
その他	1,475	
減価償却累計額	△ 251	19

有形固定資産合計

29,480 (1)  
 ( 13 + ~ + 19 )

(2) 無形固定資産

特許権		19
借地権		20
のれん		21
リース資産		22
その他	4,000	23

無形固定資産合計

4,000 (2)  
(19 + ~ + 23)

(3) 投資その他の資産

投資有価証券	8,000	23
関係会社株式・関係会社出資金		24
長期貸付金	13,000	25
破産更正債権等	7,000	26
長期前払費用		27
繰延税金資産		28
その他	2,800	29
貸倒引当金	△	30

投資その他の資産合計

30,800 (3)  
(23 + ~ + 29 - 30)

固定資産合計

64,281 II  
[ (1) + (2) + (3) ]

III 繰延資産

創立費		31
開業費		32
株式交付費		33
社債発行費		34
開発費		35

繰延資産合計

III  
(31 + ~ + 35)

資産合計

負債純資産合計と同じ

283,753 A  
( I + II + III )

## 負 債 の 部

(単位：千円)

### I 流 動 負 債

支 払 手 形	6,230	36
工 事 未 払 金	14,527	37
短 期 借 入 金	15,000	38
リ ー ス 債 務		39
未 払 金	4,880	40
未 払 費 用	1,599	41
未 払 法 人 税 等	600	42
繰 延 税 金 負 債		43
未 成 工 事 受 入 金	20,000	44
預 り 金	280	45
前 受 収 益		46
( ) 引 当 金		47
そ の 他	8,652	48
流 動 負 債 合 計		

71,770 I

( 36 + ~ + 48 )

### II 固 定 負 債

社 債		48
長 期 借 入 金	10,000	49
リ ー ス 債 務		50
繰 延 税 金 負 債		51
( ) 引 当 金		52
負 の の れ ん		53
そ の 他		54
固 定 負 債 合 計		

10,000 II

( 48 + ~ + 54 )

負 債 合 計

81,770 B

( I + II )

## 純 資 産 の 部

(単位：千円)

### I 株 主 資 本

(1) 資 本 金		25,000	(1)	
(2) 新株式申込証拠金			(2)	
(3) 資本剰余金				
資本準備金	54			
その他資本剰余金	55			
資本剰余金合計			(3)	( 54 + 55 )
(4) 利益剰余金				
利益準備金	9,500	56		
その他利益剰余金				
準備金		57		
任意積立金	149,750	58		
繰越利益剰余金	17,733	59		
利益剰余金合計			(4)	176,983
				( 56 + ~ + 59 )
(5) 自己株式		△	(5)	
(6) 自己株式申込証拠金			(6)	
株主資本合計		201,983	I	
				[ (1) + ~ + (4) - (5) + (6) ]

### II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金			(1)	
(2) 繰延ヘッジ損益			(2)	
(3) 土地再評価差額金			(3)	
評価・換算差額等合計			II	
				[ (1) + (2) + (3) ]

### III 新株予約権

純 資 産 合 計

財産的要件の自己資本の額

201,983

( I + II + III )

資産合計と同じ

負 債 純 資 産 合 計

283,753

B + C (= A)

#### 記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。  
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。



# 損 益 計 算 書

自 令和 5 年 4 月 1 日  
至 令和 6 年 3 月 31 日

(会 社 名) 株式会社 大分建設工業

(単位：千円)

「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の合計と同じ

## I 売 上 高

完成工事高	300,000	1	
兼業事業売上高	21,498	2	321,498 A

完成工事原価報告書の完成工事原価と同じ

(1 + 2)

## II 売 上 原 価

完成工事原価	235,000	3	
兼業事業売上原価	15,000	4	250,000 B

売上総利益（売上総損失） (3 + 4)

完成工事総利益（完成工事総損失） 65,000 5 (1 - 3)

兼業事業総利益（兼業事業総損失） 6,498 6 (2 - 4)

(A - B) = 5 + 6

## III 販売費及び一般管理費

役員報酬	9,360	7
従業員給料手当	10,039	8
退職金		9
法定福利費	2,351	10
福利厚生費	2,713	11
修繕維持費		12
事務用品費	1,028	13
通信交通費	2,435	14
動力用水光熱費	945	15
調査研究費		16
広告宣伝費	3,600	17
貸倒引当金繰入額	250	18
貸倒損失		19
交際費	1,560	20
寄付金		21
地代家賃		22
減価償却費	1,072	23
開発費償却		24

租 税 公 課	3,498	25	
保 險 料		26	
雑 費	1,334	27	
			40,185 D
			( 7 + ~ + 27 )
営業利益 (営業損失)			31,313 E
			( C - D )
<b>IV 営業外収益</b>			
受取利息及び配当金	145	28	
そ の 他	4,542	29	
			4,687 F
			( 28 + 29 )
<b>V 営業外費用</b>			
支 払 利 息	210	30	
貸倒引当金繰入額	100	31	
貸 倒 損 失	300	32	
そ の 他		33	
			610 G
			( 30 + ~ + 33 )
経常利益 (経常損失)			
			H
			( E + F - G )
<b>VI 特別利益</b>			
前期損益修正益	85	34	
そ の 他		35	
			85 I
			( 34 + 35 )
<b>VII 特別損失</b>			
前期損益修正損		36	
そ の 他	25,491	37	
			25,491 J
			( 36 + 37 )
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)			9,980 K
			( H + I - J )
法人税、住民税及び事業税	387	38	
法人税等調整額		39	
			387 L
			( 38 + 39 )
当期純利益 (当期純損失)			9,593 M
			( K - L )

## 記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に把握することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6項に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 「兼業事業」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。  
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」で金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。  
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

# 完成工事原価報告書

自 令和 5 年 4 月 1 日  
至 令和 6 年 3 月 31 日

(会 社 名) 株式会社 大分建設工業

(単位：千円)

I 材 料 費		<u>40,533</u>	I
II 労 務 費		<u>64,763</u>	II
(うち労務外注費	<u>4,700</u>		)
III 外 注 費		<u>80,708</u>	III
IV 経 費		<u>48,994</u>	IV
(うち人件費	<u>3,900</u>		)
完 成 工 事 原 価		<u>235,000</u>	V

損益計算書の完成工事原価と  
必ず一致。

( I + II + III + IV )  
= 損益計算書の 3

## 記載要領

- 1 「労務外注費」とは、工種・工程別等の工事の完成を約する契約で、その大部分が労務費であるものに基づく支払額をいう。

## 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

（会 社 名） **株式会社 大分建設工業**

（単位：千円）

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 差 額 等					新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰 上 延 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 ( ) 積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計								
当期首残高	25,000				9,500	149,750	8,140	167,390	△	192,390						192,390
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当							△	△		△						△
当期純利益							9,593	9,593		9,593						9,593
自己株式の処分																
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）																
当期変動額合計							9,593	9,593		9,593						9,593
当期末残高	25,000				9,500	149,750	17,733	176,983		201,983						201,983

株主に配当した場合等に記載する。

損益計算書の「当期純利益」と一致する。

当期末残高の各勘定科目の値は、貸借対照表の「純資産の部」における各勘定科目と一致する。

## 記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載にあたっては有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会計計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用又は同項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
  - (1) 当期純利益又は当期純損失
  - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
  - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
  - (4) 自己株式の取得
  - (5) 自己株式の消却
  - (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少
  - (7) 株主資本の計数の変動
    - ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
    - ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
    - ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
    - ④ 剰余金の内訳科目間の振替
- 11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
- 13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。
  - (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法。
  - (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法。  
企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。
- 14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

- 15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
  - (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
- 16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
- (1) 評価・換算差額等
    - ① その他有価証券評価差額金  
その他有価証券の売却又は減損処理による増減  
純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
    - ② 繰延ヘッジ損益  
ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減  
純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
  - (2) 新株予約権  
新株予約権の発行  
新株予約権の取得  
新株予約権の行使  
新株予約権の失効  
自己新株予約権の消却  
自己新株予約権の処分
- 17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。
- (1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
  - (2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
- この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。また、繰延ヘッジ損益についても同様に扱う。
- なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。
- 18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

**注 記 表**  
自 令和 5年 4月 1日  
至 令和 6年 3月 31日

(会社名) 株式会社 大分建設工業

---

注

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券 移動平均法による原価法

②棚卸資産 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 建物については定額法

②無形固定資産 定率法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当は法定繰入率による

(4) 収益及び費用の計上基準

工事完成基準による

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式による

(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

該当なし

3 会計方針の変更

4 表示方法の変更

4-2 会計上の見積り

5 会計上の見積りの変更

6 誤謬の訂正

**2 重要な会社方針**

**9 株主資本等変動計算書関係**

**18 その他**

はすべての株式会社（特例有限会社を含む。）において記載が必要です。

該当がない項目には「該当なし」と記入してください。

記入すべき内容が不明のときは、税務申告書に添付の注記表（個別注記表）の記載を参考にしてください。



## 7 貸借対照表関係

### (1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産の内容及びその金額

② 担保に係る債務の金額

### (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高 千円

裏書手形譲渡高 千円

### (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

### (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

### (5) 親会社株式の各表示区分別の金額

### (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

## 8 損益計算書関係

### (1) 売上高のうち関係会社に対する部分

### (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

### (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

### (4) 関係会社との営業取引以外の取引高

### (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

会計監査人設置会社に限り、研究開発費の額を記載。

9 株主資本等変動計算書関係

(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 株

(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式 株

9 (1)、(2) について、それぞれの株式数を記載すること。

(3) 剰余金の配当

令和〇年〇月〇日定時株主総会決議 配当総額 千円

1株あたり100円 当期純利益を原資とする。

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

17-3 国際最低課税額に対する法人税等

18 その他

該当なし

# 貸借対照表

令和 6 年 12 月 31 日現在

(商号又は名称) 大分組 豊後 二郎

## 資 産 の 部

(単位：千円)

### I 流 動 資 産

現金預金	993	1
受取手形	200	2
完成工事未収入金	4,700	3
有価証券		4
未成工事支出金	2,000	5
材料貯蔵品	700	6
その他	400	7
貸倒引当金	△	8

流動資産合計

8,993 I  
(1 + ~ + 7 - 8)

### II 固 定 資 産

建物・構築物		9
機械・運搬具	369	10
工具器具・備品		11
土地		12
建設仮勘定		13
破産更正債権等	350	14
その他		15

固定資産合計

719 II  
(9 + ~ + 15)

資産合計

9,713 A  
(I + II)

## 負 債 の 部

(単位：千円)

### I 流 動 負 債

支払手形	100	16
工事未払金	150	17
短期借入金	50	18
未払金		19

未成工事受入金	_____	20	
預り金	_____	21	
( ) 引当金	_____	22	
その他	_____	23	
流動負債合計			300 I
			(16 + ~ + 23)

## II 固定負債

長期借入金	_____	30	24
その他	_____	20	25
固定負債合計			50 II
			(24 + ~ + 25)
負債合計			350 B
			( I + II )

## 純資産の部

(単位：千円)

期首資本金	_____	6,477	26	
事業主借勘定	_____	1,000	27	前年末の純資産合計と必ず一致すること
事業主貸勘定	△ _____	6,020	28	
事業主利益	_____	7,905	29	
純資産合計				9,362 III
				(26 + 27 - 28 + 29)
負債純資産合計				9,713 C
				( I + II + III ) = A

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法  
(記載に当たっては、「記載要領9」を参照のこと)

税抜・税込(該当に○)

### 記載要領

- 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。  
期首資本金 …… 前期末の資本合計  
事業主借勘定 …… 事業主が事業外資金から事業のために借りたもの  
事業主貸勘定 …… 事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの  
事業主利益(事業主損失) …… 損益計算書の事業主利益(事業主損失)
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 金額の記載に当たって有効数字がない場合には、科目の名称の記載を要しない。
- 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。  
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

# 損 益 計 算 書

自 令和 5 年 1 月 1 日  
至 令和 6 年 12 月 31 日

(商号又は名称) **大分組 豊後 二郎**

(単位：千円)

## I 完成工事高

直前3年の各営業年度における工事施工金額の合計と同じ

55,303 A

## II 完成工事原価

材 料 費	13,140	1
労 務 費	14,000	2
(うち労務外注費)	0	
外 注 費	7,184	3
経 費	9,548	4

43,872 B  
( 1 + ~ + 4 )

完成工事総利益 (完成工事総損失)

11,431 C  
( A - B )

## III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当	760	5
退職金		6
法定福利費	140	7
福利厚生費	156	8
維持修繕費		9
事務用品費	172	10
通信交通費	211	11
動力用水光熱費		12
広告宣伝費	480	13
交際費	360	14
寄付金		15
地代家賃	273	16
減価償却費	694	17
租税公課	115	18
保険料		19
雑費	160	20

3,521 H  
( 5 + ~ + 20 )

営業利益 (営業損失)

7,910 I  
( G - H )

## VI 営業外収益

受取利息及び配当金	_____	21	
その他の	_____	22	
			J _____ (21+22)

## VII 営業外費用

支払利息	_____	4	23	
その他の	_____	24		
				K _____ 4 (23+24)

事業主利益（事業主損失）	_____	7,905	L
			( I + J - K )

貸借対照表の事業主利益と一致する

注 工事進行基準による完成工事高

### 記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 注は、工事進行基準による完成工事高が「完成工事高」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。

## 定 款

- 定款の記載事項に変更があった場合は、変更後の定款若しくは変更時の議事録を添付するなど必要に応じて最新の定款を提出してください。

### 【確認する事項の例】

- ・ 定款の事業目的と履歴事項全部証明書に登記している事業目的が一致しているか。
- ・ 発行可能株式数は履歴事項全部証明書に登記している発行可能株式数と一致しているか。
- ・ 役員や監査役の任期（重任登記がなされているか）。
- ・ 事業年度（建設業法第11条の変更届の決算に記載の事業年度と一致しているか）。

などを確認します。



営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和58年 4月 1日	(有)〇〇組創業
	平成 3年 10月 1日	××建設(株)へ組織変更
	平成 5年 4月 30日	資本金の増資(2,000万円)
	平成31年 4月 4日	本社移転 (大分市〇〇町〇丁目〇-〇 → 大分市△△町△丁目△-△)
	年 月 日	<p>・事業(建設業以外の業を含む。)を開始した年月日を記載する。</p> <p>・本社移転の年月日を記載する。</p> <p>・資本金額の変更を記載する。</p> <p>などの創業以後の沿革を記載してください。</p>
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	昭和58年 10月 4日	大分県知事許可(般-58)第4444号(土木・建築)
	平成 6年 2月 26日	大分県知事許可(特-5)第13432号(土木・建築)
	平成10年 10月 11日	大分県知事許可(特-10)第13432号(土木・建築・舗装)
	年 月 日	
	年 月 日	<p>・建設業法に基づく最初の登録及び許可については、その番号を付して必ず記載してください。</p> <p>・建設業許可失効についても記載してください。</p> <p>・建設業許可廃業についても記載してください。 廃業した日付は許可の取消通知に記載されている取消日を記載してください。</p> <p>・許可の更新のみについては記載しないでください。</p>
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月 日	該当がない場合、「なし」と記入してください。
	年 月 日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等(更新を除く。)について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
<p data-bbox="317 331 630 358">一般社団法人 大分県建設業協会</p> <div data-bbox="301 443 769 663" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="304 472 684 499">○未加入の場合は「なし」と記入してください。</p> <p data-bbox="304 521 769 616">○法第27条の37の規定に基づき、国土交通省又は都道府県に届出を行っている団体が対象となります（大分県内で該当する団体は、（一社）大分県建設業協会のみである）。</p> </div>	<p data-bbox="1114 331 1267 358">昭和40年10月1日</p>

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

### 健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出します。

令和 7年 2月 1日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

新規以外の場合は  
許可番号等を記入

申請者 大分市大手町3-1-1  
株式会社 大分建設  
届出者 代表取締役 大分 次郎

必ず記入

許可番号 国土交通大臣許可（般特—）第 \_\_\_\_\_ 号 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本店	9人 (3人)	1	1	1	健康保険	〇〇-〇〇 〇〇〇〇
					厚生年金保険	〇〇-〇〇 〇〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇〇
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
					健康保険	
					厚生年金	
合計	9人 (3人)					

様式第四号使用人数との整合を確認してください。  
(使用人数 ≤ 従業員数)

( )は法人にあっては役員、個人にあっては、個人事業主(同居の親族である従業員を含む)の数を記入してください。

適切な保険に届出を行っている場合「1」  
適用除外承認を受けている場合「2」  
一括適用の承認に係る事業所の場合「3」  
を記載してください。

【健康保険・厚生年金保険】  
以下の書類に記載の事業所整理記号・事業所番号を記入してください。  
・許可申請時直前の領収証書  
・納入証明書写し  
・資格取得確認および標準報酬決定通知書  
・健康保険厚生年金保険適用通知書

※ただし、国民健康保険組合(全国土木建築国民健康保険組合等)に加入している場合は、以下の書類を提出すること  
・国民健康保険組合の加入証明書及び年金事務所長の適用除外承認書

【雇用保険】  
以下の書類に記載の「労働保険番号」等を記入すること。  
・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る許可申請時直前の領収済通知書の写し  
・雇用保険被保険者資格取得等通知書  
・労働保険事務組合に加入事務等を委託している場合は、労働保険事務組合が発行した納入通知書及び領収書

## 記載要領

- 1 この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
  - （１）
    - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
    - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
    - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
    - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
    - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
    - ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者  
届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
  - （２）
    - ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
    - ②新たに営業所を追加した場合この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者  
届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 2 「地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、「国土交通大臣  
知事」及び「般  
特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者  
届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

参考：保険加入料資料

資料 領収証書(様式)

**領収済通知書** 国庫金 厚生保険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
児童手当給付金  
平成 年度  
厚生労働省所管  
年金特別会計

事業所登録番号 事業所番号 労働者番号

収入控番号 納付番号 納付番号  
00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代埋店、成人代理店又は日本年金機構  
函館年金事務所

高て先  
本人領収書  
厚生労働省年金局事業管理課長  
(所属) (〒100-8015) 千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省  
日本年金機構(〒100-8015) 千代田区霞が関1-2-2  
この納入記録(納付)は「pay-easy」(ペイジー)経由のATM、  
インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

担当課 函館年金事務所徴収担当

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

---

**領収控** 国庫金 厚生保険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的年月  
平成 年 月 日

納付期間  
平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

納入告知(納付)年月日  
平成 年 月 日

事業所登録番号 事業所番号 労働者番号

収入控番号 納付番号 納付番号  
00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代埋店、成人代理店又は日本年金機構  
函館年金事務所

受領金額  
金額 円

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
児童手当給付金  
平成 年度  
厚生労働省所管  
年金特別会計

上記の各金額を領収しました。  
(領収日付印)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

---

**納入告知書 納付書・領収証書** 国庫金 厚生保険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的年月  
平成 年 月 日

納付期間  
平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

上記の金額を納付してください。

事業所登録番号 事業所番号 労働者番号

収入控番号 納付番号 納付番号  
00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代埋店、成人代理店又は日本年金機構  
函館年金事務所

受領金額  
金額 円

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
児童手当給付金  
平成 年度  
厚生労働省所管  
年金特別会計

上記の各金額を領収しました。  
(領収日付印)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

参考：保険加入料資料

資料 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書 (様式)

(備考)  
 (1) (注1)  
 年金事務所から提出  
 する。  
 (2) (注2)  
 社会保険労務士コ  
 ーポの取扱いがある場  
 合に出力する。

(社 印)	(社 印)	健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書	取得 区分	資格取得 年月日	志願年金番号
事業所整理記号 99999	S C XXXX				
被保険者整理番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 999-XXXX	被保険者氏名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 999-XXXX	被保険者住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 999-XXXX	標準報酬月額 (注別)	標準報酬月額 (注別)	
被保険者整理記号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 999-XXXX	被保険者氏名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 999-XXXX	被保険者住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 999-XXXX	標準報酬月額 (注別)	標準報酬月額 (注別)	
被保険者整理記号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 999-XXXX	被保険者氏名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 999-XXXX	被保険者住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 999-XXXX	標準報酬月額 (注別)	標準報酬月額 (注別)	

999-XXXX  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

999-XXXX  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

999-XXXX  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

図 2-36-1 健康保険 資格取得確認および標準報酬決定通知書 (1/2)  
 厚生年金保険  
 規格 縦8 1/6インチ×横1 2 7/10インチ

個人の「被保険者整理記号」を  
 マスキングすること。

参考：保険加入料資料

資料 健康保険・厚生年金保険適用通知書（様式）

(説明)

(1)(注1) 次のうちいずれかを出力する。  
 「組合保険」  
 「組合費」  
 「組合費の分」  
 「組合費基金金入」

(2)(注2) 次のうち、いずれかを出力する。  
 「適用」  
 「適用の分」  
 「適用後」

(3)(注3) 「国庫の支拂所」  
 「労働管理団体適用除外事務所」

(4)(注4) 次のうち、いずれかを出力する。  
 「L(NTT)」  
 「J(R)」  
 「J(T)」

(5)(注5) なお、上記以外の場合は、項目も必ず出力しない。  
 年金事務所を出力する。

(注6) 次のうち、いずれかを出力する。  
 「昭和」「平成」

(注7) 社会保険労務士コードの取扱がある場合に出力する。

適用通知書

(注E) SC XXXX

事業所整理記号 XXXXXXXXXX 事業所番号 999999

事業所名称 XXXXXXXXXX

事業所所在地 999-9999 XXXXXXXXXX

事業所電話番号 XXXXXXXXXX

事業主氏名 XXXXXXXXXX

事業区分 XXXXXXXXXX (注2) XXXXXXXXXX

組合略称 XXXXXXXXXXXXXXXX 社会保険労務士コード 9999

基金番号 9999 適用年月日 XX 29 年 29 月 29 日

基金名称 XXXXXXXXXX (注3) XXXXXXXXXX

適用種別 9 (XXX) 適用年月日 XX 29 年 29 月 29 日

999-9999 上記のとおり適用することとしたので通知します。

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 XXXXXXXXXX  
 XXXXXXXXXX


(注5) XX 29 年 29 月 29 日  
 日本年金機構理事 受  
 XXXXXXXXXX (注4) (XXXXXXXX)

規格 B5判

図 2-1 適用通知書

## 健康保険加入内容証明書

下記の被保険者の証明日における ○○建設国民健康保険組合 の加入内容は、下記のとおりであることを証明いたします。

被保険者氏名	被保険者証記号番号	被保険者資格	資格取得年月日
大分 ○○	90-○○○○～	加入中	令和3年○月○日
			

<登録事業所内容>

事業所名称 株式会社大分建設  
 事業所所在地 大分市 ~~~~  
 事業所電話番号 097- ~~~~  
 事業主氏名 大分 ○○

証明日 令和 3 年 月 日

大分県大分市

○○建設国民健康保険組合  
支部長



〇〇〇-〇〇〇〇

大分市~~~~

株式会社大分建設

大分 〇〇 様


参考：保険加入料資料

平成30年3月から、健康保険被保険者適用除外承認証のレイアウトが変わりました。健康保険被保険者適用除外申請書については、複写様式を廃止し、本通知「健康保険被保険者適用除外承認証（国民健康保険組合被保険者）」を送付することになります。

健康保険被保険者適用除外承認証（国民健康保険組合被保険者）

事業所整理記号 13-〇〇〇

事業所番号 00000

被保険者整理番号	申請者の氏名	※1 生年月日	※2 種別（性別）	取得区分	※1 適用除外年月日	申請者の 確認印
	郵便番号	申請者の住所				
1	大分 〇〇	H1.〇.〇	1（男）	厚年取得	R 3.	印
	大分市~~~~					
2						印
3						印

※1 元号 S：昭和 H：平成 R：令和

※2 種別（性別） 1（男）：男性 2（女）：女性 3（坑）：坑内員 5（基男）：男性（基金加入）  
6（基女）：女性（基金加入） 7（基坑）：坑内員（基金加入）

提出された申請書にもとづき、当該事業所に使用されかつ国民健康保険組合の被保険者である間、健康保険の適用除外を承認する。

令和 3年 〇月〇日

日本年金機構理事長  
(別府年金事務所)



この承認証のことで不服があるときなど

- この承認証に係る処分のことでわからないことがあるときは、当所にお尋ねください。また、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。さらに、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。  
なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の決定（以下「決定」という。）を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、この処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決定を経なくても提起できます。この訴えは、決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。
- この承認証を受け取ったら、すみやかに適用除外された、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。被保険者に通知した時は、その旨を明らかにするため申請者の確認印欄に当該被保険者の押印を求めておいてください。

1904 1032 001

参考：保険加入料資料

資料 労働保険 概算・確定保険料申告書(様式)

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)  
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789  
第3「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。  
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

平成 年 月 日

あて先 〒060-8566  
札幌市北区北8条西2丁目1-1  
札幌第1合同庁舎

北海道労働局  
労働保険特別会計歳入徴収官殿 (注2)(注1)

石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労働保険適用事業主から徴収する一般拠出金  
一般拠出金は差額でございせん。

下記のとおりお告します。

種別 32700

※修正項目番号 番号 番号

※入力既定コード

※各税区分  
管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類

①労働保険  
②労災保険  
③雇用保険  
④高年労働者分  
⑤保険料算定対象者分

①増加年月日(元号:平成は7)  
②事業廃止等年月日(元号:平成は7)  
③事業廃止等理由

④常時雇用労働者数  
⑤雇用保険被保険者数  
⑥免状対象高年労働者数  
⑦事業廃止等理由コード

区分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	
	⑧ 保険料・拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率
労働保険料	(イ) 1000分の (イ)	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労災保険分	(ロ) 1000分の (ロ)	
雇用保険法適用者分	(ハ) 1000分の (ハ)	
高年労働者分	(ニ) 1000分の (ニ)	
保険料算定対象者分	(ヘ) 1000分の (ヘ)	
一般拠出金(注1)	(ヘ) 1000分の (ヘ)	

区分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	
	⑪ 保険料算定基礎額の見込額	⑫ 保険料率
労働保険料	(イ) 1000分の (イ)	⑬ 概算・増加概算保険料額 (⑪×⑫)
労災保険分	(ロ) 1000分の (ロ)	
雇用保険法適用者分	(ハ) 1000分の (ハ)	
高年労働者分	(ニ) 1000分の (ニ)	
保険料算定対象者分	(ヘ) 1000分の (ヘ)	

⑭事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑮事業主の電話番号(変更のある場合記入)

※旅費有無区分 ※見込対象区分 ※アーク指示コード ※再入力区分 ※修正項目

⑯ 延納の申請 納付回数 (項20)

⑰ 申告済概算保険料額	⑱ 申告済概算保険料額
⑲ 差引額	⑳ 増加概算保険料額
⑳ 期別納付額	㉑ 保険関係成立年月日
㉒ 加入している労働保険	㉓ 事業又は作業の種類
㉔ 事業主	㉕ 事業主

参考：保険加入料資料

資料 領収済通知書(様式)

**領収済通知書** (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789  
0は字は記入欄にならって思のボーンでかき入れてはかまらぬよう記入して下さい。

取扱庁名 **30840 青森労働局** ※取扱庁番号 **00075227** 徴収決定(保険料収入及び一般徴収金収入) 労働保険特別会計 **0847** 厚生労働省管 **6118** 平成  年度

労働保険番号  都道府県庁管轄 基幹番号 枝番号 ※CD ※証券受領

※会計年度(元号:平成は7) ※徴収年度(元号:平成は7) ※収納年月日(元号:平成は7)

納付の目的  
 1. 平成  年度  期  
 2. 期別表示...1 追加徴収...1 料率引上...2  
 3. 平成  年度 確定 4. 追加徴収...1 追加徴収...2 追加徴収...3 追加徴収...4

納付額  十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

あて先 〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎 青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

領収日付印

**領収済通知書** (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789  
0は字は記入欄にならって思のボーンでかき入れてはかまらぬよう記入して下さい。

取扱庁名 **30820 青森労働局** ※取扱庁番号 **010075227** 労働保険特別会計 **0847** 厚生労働省管 **6118** 平成  年度

労働保険番号  都道府県庁管轄 基幹番号 枝番号 ※CD ※会計年度(元号:平成は7) ※徴収年度(元号:平成は7) ※収納年月日(元号:平成は7)

納付の目的(上記金額の内訳)  
 1. 平成  年度  期  
 2. 期別表示...1 追加徴収...1 料率引上...2  
 3. 平成  年度 確定 4. 追加徴収...1 追加徴収...2 追加徴収...3 追加徴収...4

納付額  十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

あて先 〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎 青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

領収日付印

参考：保険加入料資料

資料 雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)(様式)

様式第4号 雇用保険被保険者 資格喪失届 氏名変更届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

※ 帳票種別 1 2 1 0 2: 氏名変更届 3: 資格喪失届

1. 被保険者番号 2. 事業所番号 3. 資格取得年月日

管轄区分 被保険者氏名 性別 (1 男 2 女) 生年月日 (2 大正 3 昭和 4 平成) 取得時被保険者種類 (1 又は 2 一般 3 又は 4 高年齢 5 又は 6 短期)

事業所名称 転勤の年月日

4. 離職年月日 5. 喪失原因 (1 退職以外の理由 2 3 以外の理由 3 事業主の都合による解雇) 6. 離職票交付希望 (1 有 2 無) ※7. 機次第被保険者種類 (3 季節) 9. 補充採用予定の有無 (空白 有)

8. 新氏名 フリガナ(カタカナ)

10. 被保険者の住所又は居所

11. 被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日

12. 1 週間の所定労働時間 ( ) 時間 ( ) 分 ※13. 資格取得年月日現在の 1 週間の所定労働時間 ( ) 時間 ( ) 分

雇用保険法施行規則第7条第1項・第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

住 所 平成 年 月 日

事業主氏名 記名押印又は署名 印 公共職業安定所長 殿

電話番号

<キリトリ>

**雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)**

確認(受取)通知年月日 雇用保険被保険者資格取得届に基づき、下記のとおり確認(通知)します。

被保険者番号 事業所番号 管轄区分 資格取得年月日

被保険者氏名 性別 (1 男 2 女) 生年月日 (2 大正 3 昭和 4 平成) 取得時被保険者種類 (1 又は 2 一般 3 又は 4 高年齢 5 又は 6 短期)

事業所名称 転勤の年月日

<キリトリ>

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (被保険者通知用)

確認(受取)通知年月日 資格取得年月日 取得時被保険者種類 (1 又は 2 一般 3 又は 4 高年齢 5 又は 6 短期)

被保険者番号 被保険者氏名 生年月日 (2 大正 3 昭和 4 平成)

事業所名称 転勤の年月日

様式第7号 雇用保険被保険者証

被保険者番号 被保険者氏名 生年月日 (2 大正 3 昭和 4 平成)

2011. 1

資料

労働保険組合からの納入通知書

参考：保険加入料資料

組機様式第7号

870-8501  
大分市大手町3-1-1

株式会社 大分建設

代表取締役 大分 太郎 殿

## 労働保険料等納入通知書

労働保険番号

府 県 所 属 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号

金 千 円  
¥ 4 5 5 9 1上記金額を ~~4年6月24日~~ までに当事務組合に納入して下さい。

なお、さきの口座振替契約により納入される場合は、ご指定の口座から

第1期分(上記金額)は6月13日・第2期分は10月12日・

第3期分は1月12日に引き落としさせていただきますのでご承知ください。

令和4年6月1日

労働保険事務組合

めじろん労働保険事務組合

目白 次郎

令和4年度 期別納付額

項目 期別	確定保険料		概算保険料 (注)	保険料計 (注)	一般拠出金 (注)	予備欄 (注)	納付額 計(注)
	不足額(注)	充当額(注)					
第1期	22,617		22,903	45,520	71		45,591
第2期			22,903	22,903			22,903
第3期			22,903	22,903			22,903
合計	22,617		68,709	91,326	71		91,397

算出方法

令和3年度 確定保険料				令和4年度 概算保険料			
賃金総額(千円)	料率	確定保険料(注)		賃金総額(千円)	料率	概算保険料(注)	
労災	3,559	15.000	53,385	労災	3,559		53,385
特別加入	1,277	12.000	15,324	特別加入	1,277	12.000	15,324
雇用				雇用			
合計			68,709	合計			68,709
申告済概算保険料			46,092				
差引額			22,617				
一般拠出金	賃金総額(千円)	料率	一般拠出金額				
	3,559	0.02	71				

還付額 0

組機様式第16号

## 労働保険料等領収書

下記金額を領収いたしました。

令和4年6月13日

1期分

取扱金 融機関	
預金種目 口座番号	振替日 R4/6/13

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
大分市大手町〇丁目〇番地

労働 番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
内訳	令和3年度確定 令和4年度概算 1期分

株式会社 大分建設

代表取締役 大分 太郎

労働 保 険 料	種 別		金 額 (円)
	適用区分	末尾3桁*	
労働 保 険 料	一元適用事業	0 (1)	
		2 (3)	
		4	
	二元適用事業	5	45,520
		6 (7)	
		一般拠出金	
予備欄			
領収額計		¥45,591	

労働保険事務組合

めじろん労働保険事務組合

目白 太郎

組機様式第16号

## 労働保険料等領収書

下記金額を領収いたしました。

令和4年10月12日

2期分

取扱金 融機関	
預金種目 口座番号	振替日 R4/10/12

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
大分市大手町〇丁目〇番地

労働 番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
内訳	令和4年度 2期分

株式会社 大分建設

代表取締役 大分 太郎

労働 保 険 料	種 別		金 額 (円)
	適用区分	末尾3桁*	
労働 保 険 料	一元適用事業	0 (1)	
		2 (3)	
		4	
	二元適用事業	5	22,903
		6 (7)	
		一般拠出金	
予備欄			
領収額計		¥22,903	

労働保険事務組合

めじろん労働保険事務組合

目白 太郎

組機様式第16号

## 労働保険料等領収書

下記金額を領収いたしました。

令和5年1月12日

3期分

取扱金 融機関	
預金種目 口座番号	振替日

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
大分市大手町〇丁目〇番地

労働 番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
内訳	令和4年度 3期分

株式会社 大分建設

代表取締役 大分 太郎

労働 保 険 料	種 別		金 額 (円)
	適用区分	末尾3桁*	
労働 保 険 料	一元適用事業	0 (1)	
		2 (3)	
		4	
	二元適用事業	5	22,903
		6 (7)	
		一般拠出金	
予備欄			
領収額計		¥22,903	

めじろん労働保険事務組合

目白 太郎

TEL

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	<p style="text-align: center;"><b>大分銀行 古国府支店</b> <b>豊和銀行 南大分支店</b></p>		
<p>○「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載してください。</p> <p>○各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載してください。 (例 ○○銀行○○支店)</p> <p>○残高証明書を提出している金融機関は必ず記載してください。</p>			

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。  
(例 ○○銀行○○支店)